

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第 1167 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 3 月 19 日

2 契約担当部局

(1) 契約に関すること

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課

電話：011-211-2245

(2) 業務内容に関すること

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

電話：011-211-2277

電子メール：ainushisaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 7 年度大通交流拠点地下広場行政施設等設備保守点検業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 入札方式

事前審査入札方式

(6) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り持てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、大分類「一般サービス業」中分類「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市内に本社、本店、支社、支店又は営業所等を有すること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 令和元年度から令和 5 年度の間に、消防法に定める防火対象物に該当する建物の設備保守業務（換気設備、空調設備、衛生設備、動力設備、照明設備及び防災設備を含む設備総合管理業務に限る。）を元請けとして履行した実績があること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

上記 2 (1)に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

上記 2 の場所で交付するほか、下記 URL にある該当案件にかかるページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/shohi/keiyaku/ippankyoso/ippan.html>

(3) 入札参加資格確認受付期限

令和 7 年 3 月 26 日（水） 15：00 まで

※本件入札案件への参加を希望するものは、上記期限までに下記 6 (6)に示す書類を上記 2 (1)の契約担当部局に提出しなければならず、開札までにおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札書の受領期限

令和 7 年 3 月 31 日（月） 17 時 00 分まで(送付の場合は必着)

(5) 入札書の提出方法

入札書は別紙 1 の様式にて作成し、持参又は郵便による送付とする。

なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 持参による入札

入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和 7 年 4 月 1 日 8 時 45 分開札『令和 7 年度大通交流拠点地下広場行政施設等設備保守点検業務』入札書在中」の旨を記載し、上記(1)宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状(別紙 2)は入札書と同封せずに提出すること。

イ 送付による入札

送付により提出する場合は二重封筒とし、それぞれに「令和 7 年 4 月 1 日 8 時 45 分開札『令和 7 年度大通交流拠点地下広場行政施設等設備保守点検業務』入札書在中」の旨を記載し、上記(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず

外封筒に入れて送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又は電子メールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 (2)の業務担当部局へ、告示日から令和 7 年 3 月 25 日(火)15 時 00 分までに提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和 7 年 3 月 26 日(水)12 時 00 分までにホームページ(入札説明書掲載ページ)に公開する。

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(7) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一及び札幌市入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(9) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に委任状(別紙2)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(10) 開札の日時及び場所

日時：令和7年4月1日(火) 8時45分

場所：札幌市役所本庁舎13階 消費生活課事務室内

(11) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後に置いては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、別途期限を定め再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書)到達の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定

無。

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

ア 参加資格の証明

この一般競争入札に参加を希望するものは、上記 4 に掲げる入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しな

なければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 疑義がある場合の対応

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(6) 入札参加資格の審査に係る書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙3)

イ 競争入札参加資格認定通知書の写し

ウ 札幌市内に本社、支社等を有することを示す書類(登録区分が「市内」以外の場合)

エ 組合員名簿(事業協同組合等の場合)

オ 令和元年度から令和5年度の間に、消防法に定める防火対象物に該当する建物の設備保守業務(換気設備、空調設備、衛生設備、動力設備、照明設備及び防災設備を含む設備総合管理業務に限る。)を元請けとして履行した実績を示す書類(契約書等)

(7) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消す。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(8) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書(別紙4)を提出しなければならない。

(9) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(10) 契約条項

別紙 5 のとおり。

(11) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た時から 10 日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 (1)に同じ。

イ その他

提出は持参することにより行うこととし、送付又は電送によるものは受け付けない。